令和７年度

鮎・あまご漁についてのお知らせ

銚子川漁業協同組合

【　あ　ゆ　】　解禁日　　銚子川・又口川・船津川　６月１日（日）　夜明けより

友あゆ販売　解禁日：午前４時～１２時
翌日以降：午前６時～１２時
販売場所　便ノ山監視所

【　あまご　】　解禁日　　銚子川・又口川・船津川　　３月１日　～　９月３０日

（１）解禁日及び区域

「あ　ゆ」
①　竿釣りの解禁日は、全漁業区域を６月１日（日）夜明けとする。
②「ひっかけ漁」「たも網漁」（組合員、準組合員のみ）は、次の区域を６月１日（日）の夜明け解禁とし、その他の区域は指定日まで禁止する。
イ、便の山橋より下流
ロ、又口川全域（魚飛を含む）
ハ、船津川全域
◎全漁業区域の全面解禁日を８月３日（日）夜明け解禁に指定する。

「あまご」　３月１日　～　９月３０日の期間　全域を解禁

（２）竿釣り専用区

便の山橋より上流の銚子川を竿釣り専用区とする。（但し、又口川を除く）

（３）禁止されている漁区、漁法、漁具について
①竿釣り専用区では竿釣り以外の漁法のすべては８月２日（土）まで禁止。
②夜間照明（電池）による漁法は禁止。
③「かなつき」「網漁」は全区域全期間使用禁止。
④毒物を流したり、電気による漁法は罰せられます。
⑤たも網は、丸型直径５０ｃｍ以内、又は、たて４０ｃｍ×よこ７０ｃｍ以内の物とし、１人１たもに限る。それ以外の物は禁止。石などで川をせき止めることを禁止する。

（４）漁業禁止区域
①便の山上流湯口堰堤から下流１５０m以内・上流５０m以内
②クチスボダム堰堤から上下流各２００m以内
③クチスボダム取水口から上下流各２００m以内
④尾鷲第一発電所放水口から上下流各２００m以内
⑤工事中で禁止に指定された区域

（５）組合員証・遊漁券の着用について
組合員及び年券・日券利用の遊漁者は交付されたワッペンを見易いところに必ず付け、監視員及び組合員の指示があった時は、これを提示してください。

（６）遊漁承認証・その他
組合員、準組合員は賦課金、遊漁者は遊漁料を払い込んだ後でなければ「あゆ」「あまご」漁をしてはいけません。

（７）漁業免許必要区域
銚子川、又口川（柳の谷を除く）全域及び船津川本流と大河内川本流全域及び往古川寺谷より上流

（8）賦課金・遊漁料

組合員・準組合員	遊　　漁　　者	
賦　課　金	漁　種	遊　漁　料
年間5，000円 但し、3月1日までに賦課金の払い込み者とし、その後は一般遊漁者扱いとする。 ＊高校生以下は半額 ※加入初年度は7，000円（賦課金5，000円＋入会金2，000円）とする。	あ　ゆ	日券　3，000円 年券　10，000円 ※解禁日から10日間のみ日券は4，000円
	あ　ま　ご	日券　2，000円 年券　6，000円
	あゆ・あめご共有	年券　12，000円

①遊漁者は入川前に必ず遊漁承認証を購入しなければならない。
②遊漁承認証を持たない遊漁者を河川にて摘発した場合は、1，000円増しの遊漁料を徴収する。
③新規加入組合員、準組合員は賦課金の他に別途入会金2，000円を納入する。

（9）遊漁券取扱所

尾鷲地区（0597）　シンポー釣具店　TEL 22-0252　エサ市場　TEL 23-1089

海山地区（0597）　便ノ山監視所　TEL 32-3311　ファミリーマート相賀店　TEL 32-4141

キャンプイン海山　TEL 33-0077　玉津組合長　TEL 090－2182－1365

（10）監視所および友鮎販売所の開設
次の所に監視所および友鮎販売所を設置します。不法遊漁者の監視の強化と組合員の連絡所にご利用ください。
設置場所：銚子川便ノ山橋上流すぐ　TEL 0597-32-3311
設置期間：6月1日～9月23日　時間：6月1日午前4時、2日以降午前6時～12時

（11）落ちあゆ禁領域と解禁日について
指定なし（但し　12月31日までとする）

・・・・　お　願　い　・・・・

◎体長12cm以下の「あゆ、あめご」は川に戻しましょう。
◎川を美しくしましょう。自然の保護、ゴミ、空き缶等は川に捨てないで必ず持ち帰って環境の保全に努めましょう。
◎漁業を行う時は他の漁業者に迷惑をかけないように釣り人のマナーを守ろう。
◎不法な漁法、無資格者の釣り人を発見したら、組合員みんなが監視員として注意し、組合役員まで通報してください。